

平成 20 年 1 月 16 日

地域廃棄物適正処理推進議員連盟

会長 中川 秀直 様

## 要 望 書

全国清掃事業連合会

会長 三井 崇裕



ご承知のことと存じますが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法という）は、我が国の全土で公害問題が多発した昭和 30 年代～40 年代を受けて、昭和 45 年に制定された法律であり、公害基本法（平成 5 年、環境基本法に移行）を根幹とした、我が国の環境汚染防止のための枠組の中に位置付けられております。その廃棄物処理法がいま、規制改革会議のメンバーの提唱する市場経済優先主義による規制緩和推進によって、破綻の危機に瀕しています。

企業の社会的責任が叫ばれるようになった、昭和 40 年代から今日まで、40 数年経過しているにもかかわらず、三菱自動車、雪印、石原産業等の驚くような大企業による違法行為、脱法行為が次から次へと発覚し、ミートホープ等のような中小事業者にまで際限ない広がりを見せています。法令無視は当然という雰囲気にならない今日の社会状況にある中で、規制緩和を押し進めようとすることはきわめて危険であります。とりわけ、いったん破壊されたら元には戻らない環境の汚染を防止するための現行法規制の枠組みについては、いささかたりともゆるぐことがあってはならないと、私どもは確信するものです。

しかしながら、ここ数年の間、内閣府規制改革・民間開放推進会議（以下、規制改革会議という）におかれては、廃棄物処理法の歴史的背景、根拠、目的について、深

い洞察のないまま、現行の廃棄物・リサイクル制度の規制緩和を要求されて来られました。

その規制緩和要求の根拠は、平成 19 年 6 月答申に示されており、「廃棄物処理法に基づく環境保全のための規制によって結果的に適正処分が優先され資源循環がしばしば断ち切られてしまっている」というものであります。ここでの問題の深刻さは、「環境保全のための規制」が悪いとする考え方に対して、環境省が「環境保全のための規制は、ますます厳しく強化せざるを得ない状況にある」と反論できないところにあるのです。

環境省は、我が国の環境保全政策の総元締であり、環境基本法を基軸とした環境保全関係法令の主管官庁であります。

にもかかわらず、「環境保全のための規制」があるから、「資源循環が進まず」「循環型社会形成が進まない」という本末転倒の論点に対して、明確な反証ができないという危機的状況が、現に今、進行しているのであります。

本来の「循環型社会」は、次世代に良好な環境と持続するに足りる天然資源を引き継ぐためにこそ、形成が求められているのであり、環境保全を第一義として大量生産、大量消費の社会経済システムを転換していくことが、今に生きる世代に課せられた使命なのであります。

規制緩和一辺倒、弱者無視・企業利益優先の競争社会を無限に拡大していくことを改めない限り、地球温暖化防止も循環型社会形成も不可能となります。

現に、福田総理におかれましても、平成 19 年 9 月発表の所見の中で『小泉改革の中に経済合理主義を追求した部分がございます。経済合理主義、規制改革とか構造改革的なことでもございましたけれども、経済合理主義を進めた結果が都市と地方の格差という問題になりました。また企業間格差、雇用の格差、いろいろな格差が生じてまいりました。この格差は、経済合理主義を進めれば進めるほど広がるものだと思います。ですから、この格差を埋める努力をしなければなりません。これは改革を停滞さ

せることとは違うのです。それはそれで新しい仕組みを考えて、この格差を埋めていく方法をとらなければいけないと思います。そのための構造改革もあろうかと思っています。』と、これまでの規制緩和一辺倒の政策の問題点を指摘されておられます。

そこで私どもは、貴 地域廃棄物適正処理推進議員連盟に下記の通りご要望申し上げます。

## 記

### 1. 規制改革会議の在り方について

先の参院選は、結果として民主党の躍進となりましたが、その意味するところは、市場原理優先、経済利益優先の規制緩和政策によってもたらされた、社会的格差の著しい拡大と安全・安心の社会的セーフティネットの崩壊に対する国民の強い批判であります。

これを受けて、福田総理をはじめとする大多数の自民党衆参両院議員ならびに公明党衆参両院議員におかれては、この国民の声に耳を傾け、国民の目線で「自立と共生」を今後の改革の理念とする方針と存じますが、現在の規制改革会議は、小泉・安倍内閣時代のメンバーがそのまま留任しており、10月5日に規制改革会議が公表した運営方針を見ても、参院選で何が問われたのか、について反省のかけらもなく、これまでと全く同様な取組方針を打ち出しております。

これは、現在の規制改革会議のメンバーが、ほとんど市場原理優先の経済合理主義の信奉者によって占められているからであり、例えば「安全と豊かさの実現」分野の「生活・環境」の担当主査には、シエアソン・リーマン・ブラザーズ証券を経て、マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパンに勤務する本田桂子氏という金融・証券の専門家が就任しておられますが、このような人事で国民の安全・安心や環境保全は担保されるのでありまじょうか。

私どもは、福田総理が掲げる「自立と共生」の方針にもとづき、現行の規制改革会議を大胆に改革していただくようご要望申し上げます。

例えば、内橋克人氏は、1997年以前から経済合理主義の弊害を厳しく指摘しつつ、

我が国の社会経済制度改革について誠実に訴えてこられた方ではありますが、内橋氏のような人材を積極的に登用し、国民のための制度改革とは経済合理主義にもとづく規制緩和一辺倒で良いものかということ、規制改革会議の中で審議していただくよう重ねてご要望申し上げます。

## 2. 環境省廃棄物・リサイクル対策部の地方自治体への関与の在り方について

私どもは、組織発足の平成10年8月以来、一貫して、廃棄物・リサイクル分野における規制緩和の問題性を指摘し、とりわけ経済性優先の観点から、廃棄物・リサイクル制度を規制緩和しようとする考え方の危険性を訴えてまいりました。

経済性優先の観点から廃棄物・リサイクル制度を見ると、環境保全優先の観点から構成されている現行の廃棄物・リサイクル制度は、障害以外の何ものでもありません。

しかし、自然環境や生活環境は、いったん汚染されたら原状回復はほとんど不可能であり、企業活動の自由に任せていたら、今日の社会状況を反映して、環境汚染防止、法令遵守の道よりも、企業利益優先、地域住民無視の道を突き進むことは自明のことです。

また、市町村が処理責任を有する一般廃棄物についても、環境汚染を防止するための廃棄物処理法において、市町村が一般廃棄物処理計画を定めて一般廃棄物を計画的に適正に処理しなければならないとされております。さらに、廃棄物処理法施行令には、無分別な過当競争などによって、価格ダンピングが生じ、その結果、生活環境保全や公衆衛生確保が担保できなくなることを懸念して、市町村が市町村以外の者に一般廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合の基準として「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」と規定されております。

しかしながら、現在の環境省廃棄物・リサイクル対策部におかれては、一部の市町村が財政悪化を理由に、経済性優先の観点から、一般廃棄物処理事業を進めようとすることに対して、積極的な関与を放棄しておられます。

確かに、改正地方自治法ならびに地方分権改革推進法において、国の地方自治体へ

の関与は、関与の法定主義に則り「技術的助言」という限定関与にするよう求められています。これは中央政府による統制的関与を排し、地方自治体の主体性を尊重するために定められたものであり、地方自治体が環境汚染防止のための廃棄物処理法の定めを執行しない場合には、国民の利益を優先して「是正のための勧告」などの積極的関与をしていく必要があると考えます。

環境を保全することは国家の義務です。一般廃棄物の適正処理に関して、国が地方分権改革推進法や地方自治法を理由に、全国一律の法適用を怠ることは許されるのでしょうか。

私ども固形一廃業界は今、人件費と車両関係費で構成される収集運搬費の理不尽なダンピングに直面しています。

一部の市町村は、職員の給与削減を棚上げしつつ、財政合理化を理由にして、公共サービスとしてのごみ処理事業に従事する私ども固形一廃業者への業務委託に競争入札方式を導入しようとしています。現行で市町村職員の約1/2の人件費について、さらにダンピングを強いるとすれば、私どもには、従業員をワーキングプア状態で確保するしか道がなくなります。

これは、他の公共サービスの在り様と比較して正常なことでありましょうか。

ご承知の通り、電気・ガス・上下水道・ごみ処理は、住民のライフラインであり、安定性・継続性と、安全・安心がサービスの本質であります。

にもかかわらず、公共サービスとしてのごみ処理の中で、市町村が行う直営事業には手をつけず、私どもごみ処理業者の受託料だけを、価格競争入札の対象とするのは何故でありましょうか。

そもそも、廃棄物の適正処理に係るごみ処理業務委託契約は、建設工事や物品購入等の私法上の契約とは、性格が異なり、市町村が自ら行うべき業務を代行させるものとして、公法上の契約とされているのであり、この本質的相違点を無視して、価格競争入札導入を進めることは、許されるものでしょうか。

廃棄物処理法は、経済性の確保よりも業務の遂行の適正性を重視する唯一の法律で

あります。それは環境汚染を防止し、環境を保全するための法律だからであります。

私どもといたしましては、全国各地の市町村で生起しつつある、以上申し述べたような状況について、ご勘案をいただき、現状の環境省廃棄物・リサイクル対策部の地方自治体への関与の在り方について、地域環境の汚染を防止する観点から、「是正のための勧告」を含めた積極的関与に転換していただくようご要望申し上げます。

以上